

利根川



VOL.6

2000 1月号

利根川水系農業水利協議会
群馬県支部情報紙

編集・発行 利根川水系農業水利協議会群馬県支部
〒371-0837 群馬県前橋市箱田町350
027-251-4105

会員紹介コーナー

赤城大沼用水土地改良区

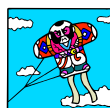


赤城大沼用水は、群馬県のほぼ中央部に位置し県下を一望する赤城南麓の勢多郡富士見村及び前橋市に展開する水田381haの受益面積と組合員数1,276名の土地改良区です。

本地域は灌漑用水に乏しく植付期には水争いが絶えず、赤城南面の先人達が赤城山頂火口湖大沼に水源を求め、昭和16年食糧増産対策事業として改良区の設定が認可されました。赤城山特有の気象条件と、火山特有の悪質地盤のため難工事となり昭和31年に長い年月をかけて通水に成功しました。

以来、当改良区は赤城大沼より隧道・暗渠にて新坂下へ放流、白川を自然流下し箕輪前より取水、赤城県道側溝に導水流下する水路管理を行っています。水路の老朽化による漏水等で苦勞もしましたが、昭和62年から県営かんがい排水事業として隧道・暗渠・取水工・分水工等の施設改修を行い、平成10年度に完了しました。これにより維持管理の労力が大変軽減されました。

赤谷川沿岸土地改良区



本地区は、新治村の西北部に位置する大字猿ヶ京、大字相俣、大字須川の一円及び大字東峰須川、大字西峰須川の一部であって赤谷川を挟んで上流より西岸に猿ヶ京台地があり、約2km下流の東北岸に相俣台地、更に4km下流の西岸に通称須川平台地があります。これらの台地は標高630m~500mの間にあり、その大部分は1/25~1/40の傾斜をなす高標な耕地で区画整理事業によって縦道路(巾4m)が80m間隔に、横道路(巾3m)が150m間隔に新設されています。又地域の大半は関東ロームの砂壤土で地下水は一般に低く地下4m~7mの範囲です。

赤谷川沿岸土地改良事業によって(529年着工~535年完成)造成された幹線水路が唯一の用水であり、赤谷川上流の川古温泉地先大字相俣字新沢2610番地に入頭首工を設置し、これより赤谷川の流水を自然引水している。この水路の延長は、7,300mであり、途中猿ヶ京、相俣、須川平の三地区に分水し、畑地かんがい及び開田用水に使用している。尚受益面積は猿ヶ京地区48.2ha、相俣地区29.0ha、須川平地区110.8ha、合計188.0haであります。

現在は用水の管理を主に行っていますが、各施設の老朽化が進み改良区予算内で少しずつ補修を行っていますが、管理対応に苦悩しています。

大間々用水土地改良区



本地区は、群馬県東南部に位置する大間々扇状地を中心とする山田郡大間々町・新田郡笠懸町・佐波郡赤堀町・勢多郡新里村の4町村にまたがる地区面積359ha、組合員数694名の畑地かんがい地域です。

水源は渡良瀬川支流の深沢川より取水し導水路7kmを経て、早川貯水池を利用して貯水池までを開渠水路とし、下流を自然水圧によるパイプラインとしています。

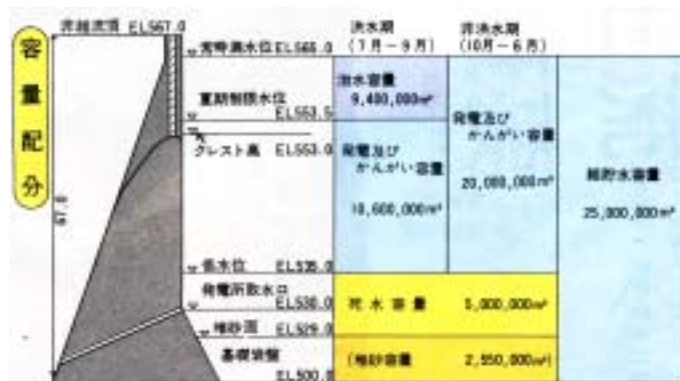
この施設は県営かんがい排水事業（昭和33年～昭和41年度）により造成されました。また、昭和63年度より県営畑地帯総合土地改良事業により老朽化した施設の全面的な見直しによる施設の新設・改修を実施しており、平成14年度竣工を目前に現在も継続中です。

水利用の状況は昭和40年代より施設園芸農家が増加し、その増加に伴う水利用の増加と多様化により、夏期以外での使用が増加し、夏期のピーク時水量と変わらず年間に亘って効率的に利用されています。しかし、その反面、現在に至っては集約農業への転換により農地余りが発生し始めたことに加え、養蚕の低迷に伴う桑園の減少による普通畑の増加及び露地野菜の不振による不耕作等の増加が課題となっています。

この様なことから、遊休農地を担い手農家へ利用集積を円滑にすることを目標に、平成8年度より農地流動化支援水利用調整事業を実施中です。

群馬県内ダム紹介コーナー

相俣ダム



ダム諸元

管理者	建設省	流域面積(km ²)	110.8	型式	重力式 コンクリートダム
河川名	赤谷川	湛水面積(km ²)	0.98	放流設備	クリスタート
貯水池名	赤谷湖	位置	群馬県利根郡新治村	発電	相俣発電所(県)

目的

洪水調節・不特定・発電



リサイクルされる農業用水

地球は「水の星」とよばれている。雨や雪として地上におりた水は、川や地下水になって海に流れ、やがて蒸発して雲になる。でも、人が利用できる水は、地上から海の間ほんの一部にすぎない。

日本の1年間の降水量は約1,800ミリと多いけれど、季節による偏りも大きい。それに、島国で急な地形のため、雨は短時間で海に流れてしまう。その上人口も多いので、一人当たりの水は必ずしも多くない。

だからこそ、日本の農業は水を大切に使ってきた。農業用水は、降った雨を有効に使って、不足している分だけを取り込んでいる。そして、取り込んだ水のうちのおよそ2割を稲の成長に使い、残りは川へもどしたり、地下水になっている。おまけに、川や地下水にもどる水は、水田を循環していくうちに、酸素がたっぷりのきれいな水になっている。だから、下流では、その水を安心して使うことができる。水田は、まるで水のリサイクルセンターだ。

用語解説コーナー

農業用水利施設と兼用及び許可工作物

河川法第17条で定められている協議は、兼用工作物の工事等の河川法上の許可等に代わるものではなく、この協議の前提として河川法第24条（土地の占用許可）及び第26条（工作物の新築等の許可）の手続きを経る必要があります。

財産及び管理の面では、許可工作物は利水者に帰属することになりますが、兼用工作物は共有（河川管理者と利水者）となり管理も両者により行うこととなります。但し兼用工作物の管理については、河川法17条で協議して別に管理の方法を定める事ができることとなっています。

また兼用工作物は、河川管理者と利水者が行うべき管理項目と管理レベルが異なるため、一般的には建設費負担割合（アロケーション比率）により管理費負担割合を定めることとなります。

【兼用工作物とは？】

河川法においては、河川管理施設とそれ以外の施設とが相互にその効用を兼ねるものを兼用工作物といい、河川法17条に規定されています。

例えば、堤防又は水門と道路の兼用、治水と利水の兼用ダム、床止め堰と取水堰の兼用等があります。このように兼用工作物は、一面においてはすべてが河川管理施設であり、他の一面では河川管理施設以外の施設といえます。

【許可工作物とは？】

河川に工作物を新築等する場合は、河川の機能に出来る限り支障のないようにするため、河川法第26条第1項「河川区域内の土地において工作物を新築、改築または除去しようとする者は建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。」とされています。

このような河川管理者の許可を受けなければならない工作物を許可工作物といいます。

例えば、ダム、頭首工、揚排水機場及び伏せ越し等が河川区域内の中の工作物として許可工作物の対象となります。

農業用水等の許可水利権の変更更新について

《農業水利保全支援事業》

一般に、農業水利権の許可期間は10ヶ年とされており、その許可期限がくれば更新手続きをすることによって、その後も継続して取水することができます。

近年は、水利権更新についてみると、農村社会の変化等により受益面積の変動、営農形態の変貌及び混住化の進展などによる既得水利権の内容の変更を伴う更新手続きの必要性が叫ばれています。

このような状況下、利水団体（土地改良区等）が所有する水利権の変更更新を行うにあたり、許可申請手続き書類等作成は高度の技術力を必要とし河川管理者の要請も多様化しています。その対応に苦慮しているのが実態であります。

このため、水利権変更更新手続きの円滑化に資するための支援事業が平成9年度に創設されました。

群馬県においては、この事業「**農業水利保全支援事業**」を実施することにより、水利権申請を円滑化し、農業用水の有効利用の推進を図ります。

農業水利保全支援事業の実施状況

	実施年度	地区名	受益面積	総事業費	摘 要
1	H 9	中 村 堰	317(165) ha	10,000 千円	
2	H 1 0	長 野 堰	1,229(716) ha	5,000 千円	
3	H 1 0	下仁田頭首工	435(380) ha	5,000 千円	
4	H 1 1	板 鼻 堰	150(50) ha	9,000 千円	
5	H 1 2	早 川	120(100) ha	5,000 千円	採択希望地区
計		5 地区		34,000 千円	

受益面積は申請時の数（ ）内は変更後。

事業内容の概要

- ・この事業は実施期間1ヶ年（原則）とし、水利使用区分は特に限定されていません。従って特定水利使用、準特定水利使用、その他水利使用すべてが対象となります。
- ・実施対象団体は、土地改良区・任意団体（水利組合等の土地改良法に基づかない団体）とします。
- ・事業主体は、全土連及び県土連。

《手続きフロー》

